

第2回下関市地方卸売市場新下関市場運営委員会

- 日時 令和元年10月10日(木)午後2時～午後3時
- 場所 下関市地方卸売市場新下関市場 卸売棟2階会議室
- 出席者 (委員) 8名
- ・ 下関市立大学 教授
 - ・ 下関商工会議所 総務部長
 - ・ 山口県農業協同組合下関統括本部 副本部長
 - ・ 下関市連合婦人会 事務局長
 - ・ 下関市消費者の会 事務局長
 - ・ 新下関青果株式会社 代表取締役社長
 - ・ 下関青果仲卸協同組合 理事長
 - ・ 下関青果仲卸協同組合 理事
- (事務局) 4名
- ・ 下関市産業振興部市場流通課長
 - ・ 下関市産業振興部市場流通課青果市場室長 以下職員2名
- 欠席者 (委員) 5名
- ・ 農業組合法人 代表
 - ・ 下関市近郷野菜流通改善協議会 会長
 - ・ 新下関青果株式会社 取締役
 - ・ 新下関青果協同組合 理事
 - ・ 勝山第一食料品卸商組合 組合長

■議事(事務局説明)

【要旨】市場内取引ルールについて(各委員意見とりまとめ)

	事務局提案	委員意見
共通ルール(全市場)	<p>●売買取引の方法【現状どおり】</p> <p>卸売市場内で卸売業者が行う卸売りは、せり売り若しくは入札の方法又は相対取引の方法によらなければならないことを定める。</p>	意見なし
	<p>●代金決済ルールの策定・公表【現状どおり】</p> <p>原則現状どおりとするが、代金支払いの時期等については実状にあった形に変更する。</p>	意見なし
	<p>●売買取引の原則【現状どおり】</p> <p>市場における売買取引が公平かつ効率的でなければならないことを定める。</p>	意見なし

	<p>●差別的取扱いの禁止【現状どおり】 開設者及び卸売業者が、出荷者又は買受人等に対して差別的な取扱いをすることを禁止することを条例で定める。</p>	意見なし
	<p>●売買取引の条件の公表【義務の新設】 卸売市場法改正に伴い新たに追加されたため、条例において売買取引条件の公表について定める。</p>	意見なし
	<p>●売買取引の結果等の公表【現状どおり】 開設者及び卸売業者は、毎日の卸売予定数量並びに卸売数量及び価格を公表することを定める。公表の方法は、市場内の掲示板又はインターネットその他の方法で公表することを定める。</p>	意見なし
<p>(市場毎に定めるルール) その他取引ルール等</p>	<p>●受託拒否の禁止【現状どおり】 卸売業者は、卸売のための販売の委託の申し込みがあった場合、正当な理由がなければその申し込みを拒否することができないことを定める。</p>	受託拒否の禁止撤廃の意見あり。
	<p>●第三者販売の原則禁止【現状どおり(規制なし)】 卸売業者が当該市場の仲卸業者、売買参加者及び買受人以外の者に卸売をしてはいけないというルール。現状どおり規制しない。</p>	意見なし
	<p>●直荷引きの原則禁止【現状どおり(規制なし)】 仲卸業者は当該市場の卸売業者以外の者から買い受けてはいけないというルール。現状どおり規制しない。</p>	意見なし
	<p>●商物一致の原則【現状どおり(規制なし)】 市場内の生鮮食料品以外の生鮮食料品の卸売をしてはいけないというルール。現状どおり規制しない。</p>	意見なし
	<p>●自己買受の禁止【撤廃】 卸売業者が卸売を行う市場において、その許可にかかる生鮮食料品等を卸売の相手方として、卸売業者が自ら買い受けてはならないというルール。事務局は当該ルールの撤廃を提案するもの。</p>	意見なし
	<p>●市場関係者間の兼務禁止【撤廃】 卸売業者の自己買受けの禁止を撤廃した場合、</p>	意見なし

仲卸業者の兼業禁止の撤廃を提案したもの。	
<p>●業務許可【現状どおり※卸売業者除く】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卸売業者（従前、山口県知事許可） 市長の許可 ・仲卸業者、買受人 市長の許可 ・売買参加者 市長の承認 ・関連事業者 市長の許可 	意見なし

【会長】

事務局案に対して、ご意見のあった受託拒否の禁止について、発案者である委員から、発案理由の説明をお願いします。

【委員】

基本的に市場法は市場の取引を不正のない取引にするために規制を設けている法律だと思っており、商売人が市場を混乱させないために規制を設けたものが市場法だと感じております。今、市場は厳しい状態であります。そのため、あえてこちらで決める場合は、なるべくなら規制のない方向で決めていく方が、将来色々な変動やリスクに対する回避の意味でも、できるだけ規制を外せるものは外していきたいというのが現状です。今回の改正で受託拒否の禁止について中央市場は残りますが、地方市場は市場ごとに定めるとなっています。外したいと思えば外して良いということです。市場・産地・量販店・消費者は運命共同体ですから、助け合いながら信頼関係の中で商売している。その中で、あえて一方的に産地が出したい物は拒否出来ない項目を入れる必要はないのではないかと感じています。今も電話やFAXなどで色々な情報交換しながら販売計画をし、生産計画を聞いて販売の手を打ってきている中で昔作られた条項があるのか、と感じています。色々な将来に対する商売取引の変化に対応するためにも、できるだけ規制は外していった方が将来的に市場の安定運営のためにいいのではないかと。という形で意見を述べさせていただきました。

【会長】

はい。ありがとうございました。ただいまの説明について、ご質問、ご意見があればお願いします。

【委員】

受託拒否の禁止で、正当な理由とは何か。

【委員】

食べて問題がある物、傷んでいる物、外部的に瑕疵があった商品に対しては衛生上の問題で断ることが出来ます。ただ、出来た物が完全に食べられる状態のものであれば相場が安いから、荷物が多いからといって拒否は出来ません。市場内に荷が多すぎる時は、少なくしてもらうとお願いをした事はあると思います。ですが、それは情報交換の中で取引をしてきたという事で、受託拒否という事ではありません。正当な理由とはそういう意味です。

【委員】

残留農薬も含まれるのか。

【委員】

そうです。残留農薬も含まれます。

【委員】

市場でいつも残留農薬の検査は行っているのか。

【委員】

現在は行っていません。産地が検査しているので市場ではしていない。ただ、中央市場ではしている所はあります。

【会長】

他いかがでしょうか。

一番良い意見を採用して市場のルールを見直していく。原則、経済的な話をしますと、禁止されていた所を廃止にしていって、何かあった時の対処として例外規定という形で規制をするというのが経済活動のスタンスだと思います。

【委員】

商物一致の原則で現状通りというのは、商物一致しなければいけないということなのか。

【事務局】

現状は一致でなくて良いです。条例上は規定されてないので、何も網がかか

っていません。

【会長】

直荷引きの禁止についてはいかがでしょうか。

【委員】

他市場からの仕入れもこれに含まれているのですか。

【事務局】

含まれております。

【委員】

他市場からの仕入れは禁止されている訳ではないですね。

【事務局】

禁止にはなっておりません。報告の必要はあります。

【委員】

現状どおりに、市場に数字を提出することでいいですよ。活性化のためには、卸に荷引きをもっとして頂かないと買う立場としても買えないし、足りないものは他市場に頼らざるを得ない。活性化ということを考えると、仲卸の立場としてはそういう風に考えて頂きたい。

【委員】

他市場から仕入れた場合は市長へ報告しなければならないとありますが、何か意味があって市長へ報告をしなければいけないのですか。そういうことをしなくてもいいのではないかと思うのですが、何か抑制につながるなど理由があるのですか。

【事務局】

市場全体の規模をはかるために報告をして頂く。

【委員】

時代は変わってきているので、規制緩和は大事なことだと思いますし、規制緩和の中でうまく商売をしていくためには、それぞれの会社の資金力がある一定程度ないと、規制を外した時に会社によっては、資金力がない中で、自己で

買受をしてそれが売れなくて倒産につながる問題が出てくるのではないかと感じます。

【事務局】

そうですね。他市場からの荷引きということは市場内の流通が量的に足りていないかもしれません。

【委員】

卸も商売なので、利益の関係もあるし、売れないものもあるので難しいとは思いますが。

【事務局】

市場外から荷物をもってくるのなら、別の所で営業しているのと変わらなくなります。しかし、出来れば市の方で市場に荷物をいれて頂いて、それを買ってもらいたいということで基本はそのような決まりを作ってやってきたのだと思います。ただ、実際はそれだけではなかなかうまくいかない現状が起きている。それと後は、補足ではありますが、外から荷を入れた場合は、取扱の0.3パーセントを使用料として市に払って頂くという条文もありますし、卸売業者も扱った額の0.3パーセントを市に使用料として払って頂いて、それを元に市場運営をしている。

【会長】

他いかがでしょうか。下関市地方卸売市場新下関市場業務条例第37条第2項の条文で、基本的には正当な理由がなければ、その引受けを拒んではならないとはありますが、この条文そのものを禁止規定ということで考えれば、委員から今後は必要ないと意見を頂いていますが、それについて皆さんはどうでしょうか。

【委員】

現場の方からすれば、先程言われたような食べられない物などは必ず検査に出しますので、特別これがないといけないとはその部分に関しては思わない。食べられない物を出す農家はいないので、なくてもいいのではないかと。何か他に理由があれば別ですが。

【委員】

正当な理由ということがどこまでの範囲をしていくか、相場が維持出来ない

のが正当な理由になるのかならないのか、今までは相場が維持出来ないというのは正当な理由ではありませんでした。いくら安くても必要としない市場相対の流通量がある。ですから、そのために産地も市場も協力しながらやっている。ですから、受託拒否というのは、そういった中でお互い信頼関係の中でやっているの、あえて条文で受託拒否の禁止はいるのか。

【委員】

相場も正当な理由になると思います。

【委員】

そうなれば、農家も損をしない方法を考えますので、畑の肥やしにします。

【委員】

仲卸にとっても荷受けが引いた荷をただでも必要としない状況はある。市場に入っても廃棄せざるを得ない状況もあるということで、仲卸も大変なときがある。

【委員】

市場に頑張ってもらわないといけない。最近 100 円市場や青空市場とかあるが、そういった場所で売り始めると農家の技術が落ちる。全国と競争することによって農家の現場の技術が上がる。なので、市場が元気でないと困る。

【委員】

一定の品質の水準を確保しないと産地自体が減びていってしまう。

【会長】

仮に条文を無しにした場合、正当な理由とは何かと言われたときに、時々に応じて判断しないといけないケースが出てくると思う。その時にしっかりとした正当な理由がここだけでは判断つかない。

【事務局】

国の方で正当な理由としてあがっているのが、衛生上有害な物質の場合、今までに入れたが全く売れなかった場合、あきらかに必要量を上回る場合、法令違反または行政の指示があった場合、販売委託の申し込みが受託契約約款によらない場合、市場外取引や他市場の残品の出荷でありことが明白であり、かつ、同一の出荷者により繰り返し行われ、その量も相当程度である場合、暴力団関

係者から販売委託の申込みがあった場合であります。

【会長】

そうすると、市の方で条文を無しにして正当な理由も無くした場合、どこで判断されるのか。

【事務局】

自由です。儲かりそうにないという理由でも拒否が出来るということになります。

【会長】

そこが本当に公正な取引として担保出来るのかどうか。国ではそうですけど、下関市の方ではどうなのかということが持っている情報が無いので少し気になったところです。可能性はゼロではない。当然、不平等な取引に直結するような案件がもし出たときに、この条文が無かったことによって、より不利益が取引間で生じることがあってはならないと思う。その点が法律が制定されて守る役割を担っているわけで、それを全く全て無くしてよいのかというところになる。そこを運営委員会で決めなければいけない主旨ですがいかがでしょうか。

【委員】

ある程度の規制は残しておいた方がいいのではないかな。

【事務局】

事務局としては生産者側の保護という点から、現状維持として提案しました。生産者側と卸売業者の双方が納得するのであれば受託拒否の禁止の規定を無くしても良いと考えている。下関市には4つの市場がありまして、特牛市場では受託拒否についての規定は条例にありません。また、県内でも受託拒否を禁止していない市場はあります。

【会長】

説明どおりですが、市場によって決めることが出来ることが条例の改正ですから、色々立場がある中で決めていきたいと思えます。

【委員】

この度改正をして外した場合、いつまで適用されるのか。見直しや、追加は可能なのか。そのあたりはいかがでしょうか。

【事務局】

国の法改正が来年6月21日から施行予定なので、4月頃までには県に申請しなければいけません。必要に応じて改正等は出来ます。ただし、市の条例なので議会の同意が必要になるため、議会の時期に合わせて条例をつくり直して議決を得ることになります。

【会長】

どのように決めるのか。挙手して頂いて、事務局案か委員の案かを決めていく。どちらか1つだとは思いますが。

【課長】

次回3回目の時の条例案を示すにあたって、どちらかに定めておきたい。ただ、事務局としてはどちらでも構いません。

【委員】

国の法律改正の中で、6月までに市場の在り方自体を各市場が自分で考えるという政府からの達しがでていますので、その中で中央市場はこの件に関して受託拒否は禁止している。大市場は生産者保護の立場から禁止されている。ただ、地方の市場に関してはある程度自由を確保できるのが本来のかたちだと思っています。受託拒否が条文から消えたとしても、我々も産地も今までとそんなに変わりはないと思います。

【委員】

条文は残しておいた方がいいのでは。

【委員】

風評被害などで拒否することは起こりえないですか。

【委員】

実際、福島でそういうことはありました。非常に消費者は敏感で福島から桃を入れても全く売れなかった。なので、断ったことはありました。これが風評被害だから正当な理由になるのかはわからないが、産地との話合いの中で、円満にお断りしているので受託拒否という訳ではない。

【委員】

発生後、福島県産は検査をきちんとしているにも関わらず、学校給食関係も一切駄目でした。気の毒に思いました。

【委員】

産地も今は危ないものは絶対に出さない。産地自体が潰れてしまうので、産地自身を守るためにも厳しい検査をして出している。なので、今市場に出ているものは全て安全だけれども、感覚的に受け入れてもらえない。

【会長】

ありがとうございます。いかがいたしましょうか。

【委員】

先程の事務局の話で、この規定を外している他の市場で今までは問題が起きているということはないようなので、私としては外して、もし問題があれば、再度検討したらいいのではないかと思います。ただし、生産者の立場である方のご意見というものをよく聞いたうえで、最終的に決めた方がいいのかなと思います。

【委員】

我々も受託拒否の禁止を外している他市場とも出荷量の関係で電話のやり取りをしていますが、拒否をされたといった問題があったことはありません。

【委員】

条文が残っているのは、何かあった場合の生産者保護の立場で残っているのだと思います。受託拒否というのは地方の市場ではなかなか起こりえない状況ではないかと思います。逆に産地側が市場を選別する時代に入ってきている。そのため、わざわざ新下関市場を選択して出荷をしてくれた荷を拒否することはほとんどあり得ない。

【会長】

ありがとうございます。生産者側の立場で作られた条例も理解できますし、卸、仲卸の立場での条例改正案といのもよくわかる話ですが、できるだけ投票なく皆さんが納得していただいたうえで決めさせて頂きたいと思います。その他ご意見ございませんでしょうか。

それでは、私の方から提案として委員の提案を尊重することで問いたいのですが、反対の方はいらっしゃいませんか。

(反対者なし)

【会長】

では、協議事項(1)につきましては委員のご提案を採用させて頂きまして、上げさせて頂きたいと思えます。よろしくお願い致します。ありがとうございました。